

様式2（第4関係）

パブリック・コメント制度に基づく意見等募集に係る実施結果票

パブリック・コメントの実施状況	
案件名	島田市中小企業・小規模企業振興基本条例案に係るパブリック・コメント
案件概要	中小企業・小規模企業の振興を市の重要施策とし、基本理念やそれぞれの役割を定めることで、振興を図り、地域経済の発展と市民生活の向上に資することを目的として制定するものである。
募集期間	平成29年11月27日(月)～平成29年12月28日(木)
担当課	産業観光部商工課商工係

パブリック・コメントの結果			
提出状況	1	意見提出者数	1人
	2	提出された意見数	2件
反映状況	1	反映した意見	1件
	2	既に盛り込み済みの意見	件
	3	今後の検討課題とする意見	1件
	4	反映できない意見	件
	5	その他	件
No.	項目 意見の概要	市の考え方	反映結果
1	第2条	<p>団体の定義につきましては、市条例であることから、「市内に事務所や事業所を有すること」を基本としています。しかしながら、経済団体につきましては、市内中小企業・小規模企業の支援のため、既に広域的に活動している現状があるため、「市内で活動するもの」としております。</p> <p>今後、他の団体等の活動が広域化し、市外の事務所等を拠点として活動を行うことがでてくる場合には、その時の状況に合わせ、必</p>	今後の検討課題とする意見
	<p>第2条の団体の定義について、経済団体は「市内で活動するもの」としているが、その他の団体は「市内に事務所または事業所を有するもの」などとしている。今後、その他の団体も組織を広域化し、市外の事務所を拠点に活動するようになった場合を考え、定義を変更すべきではないか。</p>		

		要な対応をしております。	
2	<p>第13条</p> <p>第13条の推進会議について、委員、任期等は別に定めることとしているが、推進会議の位置づけや役割を明確化するため、委員構成などを条例に明記すべきではないか。</p>	<p>ご意見を反映し、役割、委員や任期などの基本的な事項を記載しました。</p>	<p>反映した意見</p>